平成２２年度　ＮＨＫと関連団体との取引について

平成２２年度のＮＨＫと関連団体との一定規模以上の取引については、以下のとおりです。

１．対象とする取引の規模

１件の契約金額が、以下の金額（注）を超えるもの（以下「取引」と称する。）としました。

- ・工事または製造　２５０万円
- ・財産の買い入れ　１６０万円
- ・物件の借り入れ　８０万円
- ・その他の役務　１００万円

（注）経理規程第５１条に基づき、少額のものとして随意契約できる場合の金額の基準を超える取引を対象としています。

２．取引の総件数および取引総額

取引の総件数は２，０５６件、取引総額は１，５３０億円でした。

関連団体との取引については、「平成２１～２３年度 ＮＨＫ経営計画」で競争を拡大していくこととしており、上記のうち、番組制作関係業務委託の９２１億円（１５１件）については、企画提案競争の導入を推進し、２５年度に編成時間比率で委託番組の２５～３０％程度の競争化を目指すこととしています。

また、経営計画では番組制作関係業務委託以外の取引６０９億円（１，９０５件）について、２５年度に４０％超の競争化を目指すこととしています。

３．取引の分野別内訳

取引の分野別内訳は、以下のとおりでした。

区　分	件　数	金　額
番組制作関係業務	５３０ 件	９８０ 億円
技術関係業務	１，１３６ 件	２８３ 億円
営業・広報関係業務	２０１ 件	１９２ 億円
管理関係業務	１８９ 件	７４ 億円
計	２，０５６ 件	１，５３０ 億円

（注）金額は、単位未満を切り捨てて表示しているため合計が一致しない場合があります。以下同じ。

平成２１年度　計	１，７９４ 件	１，４８３ 億円

４．取引の評価

ＮＨＫの経理規程および業務委託基準に基づき、求められる要件を満たしているかどうか、特に随意契約の要件を満たしているかどうかをＮＨＫが自ら全件を点検しました。

また、金額で全体の約９割を占める１件３，０００万円を超える取引については、外部有識者で構成する「入札契約委員会」の点検・助言を受けています。

その結果、基本的にはいずれも要件を満たしていると判断しました。

随意契約については、引き続き、見直しの余地がないかを点検し、やむを得ないものを除いて、順次可能なものから競争契約への移行に努めていきます。

(1) 競争契約を実施した主なものは、次のとおりです。

主な契約件名	件数	金額
・デジタルテレビ中継放送所送信設備整備工事等 ・ＮＨＫ共同受信施設への地上デジタル放送導入工事 ・共同受信施設の緊急故障修理・点検調査等の保守業務 ・集合住宅のデジタル化改修確認調査 ・放送センターの廃棄物処理作業　　など	７２１ 件	１６７ 億円

平成２１年度　計	５８１ 件	１８２ 億円

（参考）　２２年度における競争化率は４０％（番組制作関係業務委託を除く）でした。算定にあたっては、競争化により関連団体が受注した上記の１６７億円のほか、関連団体以外の一般事業者が受注した７５億円等を含んでいます。

(2) 随意契約の理由別の内訳は、次のとおりです。

区　　分	件　数	金　額
①　公共放送サービスの質を確保するため、関連団体のノウハウを活用することが不可欠な業務委託	２２０ 件	１，１４８ 億円
－１　放送番組の企画・制作とそれに関連する放送分野の業務委託	１４５ 件	８９２ 億円
－２　放送施設の管理、放送番組の周知宣伝、受信料徴収に関する業務等の支援分野の業務委託	７５ 件	２５６ 億円
②　契約の性質または目的が競争に適しない場合	１，０９１ 件	１４１ 億円
－１　ＮＨＫの業務運営上、特殊の物品または特殊の技術を必要とするとき	７９２ 件	１１３ 億円
－２　特許・実用新案・著作権など独占的な権利の許諾を必要とするとき	１９ 件	１０ 億円

区　　分	件　数	金　額
－３　既設設備の改修・管理・保守関連のとき	２８０ 件	１７ 億円
③　緊急の必要により競争を行う時間がない場合	６ 件	０．４ 億円
④　法令の規定により、契約の相手方が一者に定められている場合	６ 件	２９ 億円
⑤　その他特別な事由がある場合	１２ 件	４３ 億円
計	１，３３５ 件	１，３６３ 億円

（注）複数の理由に該当する契約については、そのうちの主なものに区分しています。

平成２１年度　計	１，２１３ 件	１，３０１ 億円

○ 関連団体の役割

関連団体は放送法に基づいて出資･設立されたもので、ＮＨＫの業務を補完･支援することを基本とし、業務の効率的推進を主な目的としています。各関連団体は、公共放送にふさわしい番組の制作や放送設備の維持･管理などに関する優れた技術や専門的な知識をＮＨＫから承継しており、ＮＨＫと共同して公共放送事業を遂行しています。

公共放送としての役割を果すためには、これらの専門能力を活用することが不可欠となります。

○ 番組制作業務の委託

関連団体との取引の多くを「番組制作業務の委託」が占めています。

番組の制作委託にあたっては、公共放送にふさわしい番組としての品質管理が求められるため、一定水準の制作能力とノウハウが必要となります。美術や制作技術などの番組制作に関連する業務も、固有の技術と経験が必要です。

番組の企画制作は、番組１本ごとに内容や制作手法がすべて異なるという特性があり、競争入札にはなじまないため、どのような番組を制作し放送するかを決定する段階で、制作費の効率性にも配慮しながら、企画提案の内容によって採否を決定しています。

○ 随意契約の適正化の取り組み

ＮＨＫでは、競争性確保の観点から関連団体への業務委託のあり方を検討し、これらの見直し結果を含めた「随意契約見直し計画」を策定して、随意契約の適正化に取り組んでいます。

また、関連団体との取引について、より一層の透明性・公平性を図る観点から、「平成２１～２３年度　ＮＨＫ経営計画」の中で競争契約を推進することとしています。

具体的には、番組制作関連について、今後さらに企画提案競争を拡大することとし、２５年度に企画競争を編成時間の比率で、委託番組の２５～３０％程度に高めていくこととします。番組制作関連以外については、業務の性質が許す限り競争的手法を導入し、２５年度に４０％超（平成１９年度ベース）を競争化することを目指します。

なお、随意契約を継続するものは、外部監査法人による実地調査を実施して関連団体が実際に支払った額を確認するなど、契約金額の妥当性の検証をより積極的に行っていきます。

＜参 考＞ 関係する諸規定

１．関連団体との取引の評価・公表に関する規定

関連団体運営基準　第２３条

ＮＨＫは、関連団体との一定規模以上の取引について、毎年度その取引が適正に行われているかどうかの評価を取りまとめて、理事会および経営委員会に報告し、公表する。

２．業務委託の実施に関する規定

放送法第２１条

協会は、テレビジョン放送による外国人向け協会国際衛星放送の業務を円滑に遂行するため、・・（中略）・・業務を行うことを主たる目的とする会社を一に限り子会社・・（中略）・・として保有しなければならない。

２　協会は、テレビジョン放送による外国人向け協会国際衛星放送の業務を行うに当たつては、・・（中略）・・協会が定める基準に従い、当該業務の一部を前項に規定する子会社に委託しなければならない。

（第３項　略）

同　第２３条

協会は、・・（中略）・・第２０条第１項の業務※・・（中略）・・については、協会が定める基準に従う場合に限り、その一部を他に委託することができる。

２　前項の基準は、同項の規定による委託をすることにより、当該委託業務が効率的に行われ、かつ、第２０条第１項の業務等の円滑な遂行に支障が生じないようにするものでなければならない。

（第３項　略）

（※）　放送法第２０条は、第１項でＮＨＫの本来業務（テレビ、ラジオの放送等）、第２項で任意業務（本来業務に附帯する業務等）を定めている。

業務委託基準　第２条

協会は、・・（中略）・・業務の一部を協会以外の者に委託する場合には、放送番組の編集に関する自主性を堅持するとともに協会の公共放送としての目的達成に支障を来さないものとする。

２　協会が協会以外の者に委託する業務（以下「委託業務」という。）は、委託することが自ら実施するよりも経済性等において有利であり、委託することによりすぐれた成果を得られることが十分に期待されるものでなければならない。

外国人向け協会国際衛星放送の業務の委託に関する基準　第２条

協会は、テレビジョン放送による外国人向け協会国際衛星放送の業務の一部を国際放送子会社に委託する場合には、放送番組の編集に関する自主性を堅持するとともに協会の公共放送としての目的達成に支障を来さないものとする。

2　協会が国際放送子会社に委託する業務（以下「委託業務」という。）は、委託することによりテレビジョン放送による外国人向け協会国際衛星放送の業務の円滑な遂行に資するものでなければならない。

業務委託契約要領

3．業務委託費の算定

ＮＨＫが支払う業務委託費は、委託業務の内容に照らし社会的に公正かつ妥当で、経済的なものでなければならない。（以下、略）

3．随意契約に関する規定

経理規程　第５１条

契約は、競争によることを原則とする。

ただし、次の場合には随意契約とすることができる。

(1)　契約の性質または目的が競争に適さないとき
(2)　緊急の必要により、競争に付している時間がないとき
(3)　法令その他これに準ずるものにより価格が明らかなとき
(4)　少額のもの
(5)　その他競争に付すことを適当としないとき

2　第１項の競争は、入札、プロポーザル、競争見積等適切な方法をもって行う。

業務委託基準　第３条第１項

協会は、業務の専門性、特殊性等から他に委託先がない場合等やむを得ない場合を除き、競争契約を原則として、当該委託業務を遂行するのに十分な能力を有する者の中から、当該委託業務の内容、実施方法及び実施期間、経済性等を考慮し、業務の遂行上最も適当と認められる者を、受託者として選定する。

業務委託契約要領

2．受託者の選定

受託者の選定にあたっては、契約の公正性および透明性を確保するため、次による場合を除き、競争によることを原則とする。

(1)　公共放送サービスの質を確保するため、当該業者のノウハウを活用することが不可欠な場合
(2)　削除
(3)　著作権、特許権等の排他的権利の保護との関連で業者が限定される場合
(4)　既設設備との関連で業者が一者に限定される場合
(5)　緊急の必要により競争に付している時間がない場合
(6)　法令の規定により、契約の相手方が一者に定められている場合
(7)　その他特別な事由で業者が一者に限定される場合